

「行政文書の管理に関するガイドライン」の一部改正案に対する国民からの御意見募集の結果と考え方

- 意見募集期間：平成 26 年 5 月 29 日(木)から 6 月 11 日(水)まで
- 意見提出件数：21 件（「個人」：11 人（21 件）、「団体」：0 団体（0 件））

	類型	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	議事の記録の具体的な在り方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①逐語的な議事録の作成を義務付けるべきである。</li> <li>②行政機関による恣意的な発言内容の省略等を防止するため、録音を義務付けるべきである。</li> <li>③議事の記録の作成に係るガイドラインを別に定めるべきである。</li> </ul>	<p>「議事の記録」の作成については、国民への説明責任を全うするという公文書管理法の目的に照らし、意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう適切に行われる必要があるが、会議等の性格、態様、記録の作成に要するコスト等は会議により様々であるため、議事の記録の具体的な在り方については、公文書管理法の目的に照らし、各会議において最も適切な形で作成されるべきものとする。</p>
2	議事の記録の作成における情報公開法上の不開示事由の扱いについて	<p>議事の記録の作成に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の不開示事由に該当する事項も記載しなければならない旨をガイドラインに規定すべきである。</p>	<p>「議事の記録」の作成については、国民への説明責任を全うするという公文書管理法の目的に照らし、意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう作成される必要があり、その観点から必要不可欠な事項については、不開示事由であるからといって記載されないということにはならない。</p>

	類型	御意見の要旨	御意見に対する考え方
3	議事の記録の作成の法制化について	閣僚会議等の議事の記録の作成については、公文書管理法を改正する等して、法制化すべきである。	法令等のどのレベルで規定するかについては、公文書管理に係る法体系全体の中で適切に考慮すべきものであるが、いずれにせよ、今般の「行政文書の管理に関するガイドライン」改正により、各府省庁の行政文書管理規則が改正され、議事の記録の作成は制度的に義務付けられることとなる。
4	その他	①「議事の記録」では内容が曖昧であり、「議事概要又は議事録」のままの方がよい。	「議事の記録」は、「閣議等の議事の記録の作成及び公表について」（平成26年3月28日閣議決定）における表記を踏まえて、議事録、議事概要その他名称のいかんを問わず会議の議事が記録された文書一般を指す総括的な概念（総称）として表記の整理をしたものである。
		②「議事の記録」と共に配布資料等を保存すべきである。	「行政文書の管理に関するガイドライン」においては、「相互に密接な関係を有する行政文書」については、「一の集合物（行政文書ファイル）にまとめること」とされている。
		③「閣議等の議事の記録」をガイドラインの行政文書の類型に追加すべきである。	「行政文書の管理に関するガイドライン」は、各府省庁が行政文書管理規則を制定するに当たって参考となる政府共通の事項を規定するものである。閣議等の議事の記録の所管は内閣官房であり、御指摘の文書類型については、内閣官房行政文書管理規則において定められている。
		④「国務大臣を構成員とする会議」との規定について、誰が読んでも誤解のない表記（「構成員に含む会議」とすべきである。	当該表記は、他の法令等における規定ぶり等を参照したものであるが、省議が国務大臣のみで構成される会議でないことは自明であり、当該表記によって、実務上、誤解が生じることはないものとする。